

夢見ヶ崎動物公園魅力発信動画編集・作製等業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、夢見ヶ崎動物公園の特徴及び魅力ある取組等を映像として記録するとともに、本年完成予定のパークセンター等において発信・放映するための動画を編集・作製するものである。

2 履行期間

契約日から令和7年3月14日

3 対象地

川崎市幸区南加瀬1丁目2-1

4 業務内容

(1) 打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間2回程度、成果物納入時に、業務の方針及び進捗等の疑義について協議を行う。

(2) 動画編集に係る関係者との協議調整

夢見ヶ崎動物公園に従事する職員、サポーター、地域団体等（以下「職員等」という。）の意見や思いを動画編集に活用するために、協議調整を1回実施する。契約締結後、発注者に計画書を提出し、発注者と協議の上、当日の運営等を行うこと。開催時期や開催場所は発注者と協議の上決定すること。開催場所は原則、公共施設とし、使用料金はかからないものとする。

(3) 動画撮影

撮影動画のアスペクト比は「16：9」とし、解像度は4K（3,840×2,160）とする。ただし、フレームレートは30FPSを基本とする。

1) 地上撮影

撮影は2日以上実施し、各日において撮影に要する時間（準備から後片付けまで）は日中8時間程度を想定する。カメラマンその他撮影スタッフは、公園内及び周辺地域等を適宜移動しながら撮影することを前提とする。撮影する映像の形式はログ撮影を基本とし、メインカメラにはフルサイズセンサーを搭載したシネマカメラを用いて映像を収録すること。映像演出として、適宜照明機材等を使用し撮影すること。

2) 静止画撮影

ミラーレス一眼カメラ等を使用して静止画を撮影する。撮影は1日以上実施し、各日において撮影に要する時間（準備から後片付けまで）は3時間程度を想定する。カメラマンその他撮影スタッフは、公園内及び周辺地域等を適宜移動しながら撮影することを前提とする。

なお、撮影映像の形式は「(3) 1) 地上撮影」と同様とする。

(4) 各種イベント等の撮影企画及び過年度映像の編集

今年度行われるイベント（本年完成予定のパークセンター及びその完成記念イベント、都市緑化かわさきフェアと連携した動物園まつり）等を撮影し、本業務により得た動画及び本業務によらず発注者から支給する動画（春の桜を撮影した映像など）を用いて、令和5年度に作製した夢見ヶ崎動物公園の魅力発信動画（発注者から受注者へ支給する）に組み込む形で編集する。編集する動画は2本を上限とし、対象の動画は発注者と協議のうえ選定する。

(参考) 公開中動画 URL

- 川崎市ホームページ「夢見ヶ崎動物公園の魅力発信映像」
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000165049.html>

(5) 職員等による動物等案内の撮影企画

パークセンター休憩室のモニターで放映する職員等による動物等の案内映像を撮影する。職員等が出演するシーンについて、職員等の役割に関する企画調整を行う。職員等は10名程度が出演することを想定し、出演する職員等は発注者において選定する。受注者は、出演人数に応じて効果的な動画を撮影できるよう、「(3) 動画撮影」における各撮影方法の一つ又は複数を活用した職員等の演出方法を立案する。また、受注者は、撮影当日における職員等への説明、動き方の指導、準備の補助等、職員等に協力いただくための主体的な役割を担う。撮影に要する時間（準備、職員等への説明、リハーサル、後片付け等）は3時間程度を想定する。

(6) 動画編集

撮影した動画及び静止画並びに発注者が入手する写真等を活用し、夢見ヶ崎動物公園等の魅力がわかる動画に関係者の意見を踏まえ編集する。映像編集ソフト（AdobePremier Pro等）を用いてカラーコレクション及びカラーグレーディングを行いシネマティックな映像になるよう仕上げ、映像演出においては、必要に応じCG、各種エフェクトを施すとともに、BGM及び効果音を挿入し編集すること。その際、音源調達に要する経費は受託者にて負担すること。

なお、(5)に係る動画は、15秒から30秒程度を8本作製するものとし、原則としてナレーションやテロップ等を入れること。なお、ナレーション録音に必要なスタジオやブース

等は受注者が用意すること。

また、撮影した動画を基に、加工、編集、テロップの挿入等により、YouTube 等に表示するためのサムネイル画像を作成すること。

(7) 報告書作成

(1) ～ (5) の業務に関する報告書（電子媒体 1 部）を作成する。編集した動画データは、4 K 及び Full HD (1,920×1,080) で納品すること。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に再委託、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、市と協議の上その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務における個人情報については、川崎市個人情報保護条例の本旨に従い、発注者と十分に協議の上適正に取り扱うこと。また、受注者が委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

6 その他

- (1) 本業務では、撮影とそれに関する協議・企画・調整等を第三四半期に実施し、2 月までに編集を、履行期限までに試写と最終調整を行うスケジュールを想定する。これを踏まえて受注者は、契約の締結から 1 週間以内に、各作業工程に関するスケジュールを作成し発注者に提出すること。
- (2) 動画の構成案は複数作成し発注者に提示したうえで、構成案及び発注者の要望に基づきシナリオの案を作成し、提示すること。
- (3) 発注者が合意したシナリオ案に基づき、発注者と受託者にて出演者や撮影場所、撮影日を検討すること。その際、受託者は必要なロケーション・ハンティングを行った上で撮影場所を提示すること。
- (4) 撮影に際して、受託者は確定したシーンリスト、出演者、撮影場所を勘案し、撮影日・香盤表（具体的な撮影スケジュール表）の案を提示すること。
- (5) 撮影にはカメラマンの他、ディレクター・アシスタントが同行し撮影内容の確認や補助を行い、再撮影の必要が生じないよう適切な進行に努めること。
- (6) 出演者に対するメイクアップや着用する衣装が必要な場合は、受託者にてメイク担当者や衣装を用意すること。
- (7) 動画の編集にあたっては、映像のイメージがわかる資料（絵コンテ等）や制作スケジュール等の関連資料を作成し、発注者と協議の上で内容等を決定すること。

- (8) 新たに、人物を撮影する場合や過去の著作物等を使用する場合には、必要な肖像権等の処理を行うこと。
- (9) 動画編集後、試写を 1 回行うこと。発注者が修正を求めた場合は適切に対応すること。再撮影が必要となる修正は原則求めないこととするが、必要と判断された場合は、発注者と受託者が協議を行い対応すること。
- (1 0) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (1 1) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料の内容等については、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (1 2) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて市に帰属するものとする。ナレーターやモデル出演者、使用する音源等の著作権は、受注者において買い取るなど適切に処理を行うこと。音源については、オリジナル音源かロイヤリティフリーの音源を使用することも認める。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (1 3) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。